

## 誓約書

下記1の元請工事契約の履行に伴い、下請契約（以下「本工事契約」という。）の締結に当たり、高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

なお、下記1(2)の元請工事契約の発注者が、この誓約書の写し及び下記2(8)の情報を兵庫県高砂警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、警察署長に下記2(1)及び(2)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を下記1(2)の元請工事契約の発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は高砂市関係組織に提供することについて同意する。

### 記

#### 1 元請工事契約

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 契約名  |   |
| (2) 発注者  | 所在地 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号<br>名称及び職氏名 高砂市 高砂市上下水道事業管理者 西村 裕 |
| (3) 元請負人 | 住所（所在地）<br>氏名（名称及び職氏名）                                  |

#### 2 誓約事項

- 受注者は、暴力団等（条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、暴力団等を契約の受注者とししないこと。
- 下請契約等（下請契約等が数次にわたるときは、その全ての下請契約等を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を1(3)の元請負人に報告するとともに、当該下請契約等の受注者を本工事契約から排除すること。
- 受注者は、暴力団等に請負代金債権を譲渡しないこと。
- 受注者が前4号のほか、本工事契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 受注者は、下請契約等を締結した場合には、下請契約等の受注者から、この誓約書と同内容の1(2)の元請工事契約の発注者に対する誓約書を下請契約等の締結後直ちに1(3)の元請負人に提出させること。
- 受注者は、下請契約等の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約等の受注者が応じないときは、その旨を1(3)の元請負人に報告すること。
- 1(3)の元請負人が、受注者又は下請契約等の受注者が暴力団等に該当するのかを確認するために、その役員等（受注者又は下請契約等の受注者が、個人である場合にあってはその者、法人である場合にあってはその役員及びその支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）についての名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は、その情報を1(2)の元請工事契約の発注者を通じて警察署長に提供することについて、その役員等の承諾を得て速やかに必要な情報を1(3)の元請負人に提出すること。
- 受注者は、本工事契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、1(3)の元請負人に報告するとともに、1(2)の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力をを行うこと。
- 受注者は、下請契約等の受注者に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときには受注者に報告するとともに、1(2)の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力をを行うよう指導すること。
- 受注者は、下請契約等の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき又は下請契約等の受注者が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときには、1(3)の元請負人に報告するとともに、1(2)の元請工事契約の発注者への報告並びに警察署長への届出及び捜査上必要な協力を当該下請契約等の受注者とともに行うこと。

年 月 日  
高砂市上下水道事業管理者 様  
住 所  
(所在地)  
氏 名  
(法人名)  
(職氏名)

